

「士庶」考

—漢六朝の知識人と庶民の関係について—

葭森 健介

はじめに

戦後日本の歴史学は民衆支配の基盤を経済や軍事に求めてきた。ただ、東アジアでは歴史上「士」とよばれる支配階層が存在した。彼らは自身が保有する文化・教養によって得られた高貴性を庶民に認められはじめてその地位が保たれる。

「士」とは何かについて日本の中国史研究では春秋戦国から秦漢にかけては氏族制の崩壊と官僚制の形成の関わりで、魏晉南北朝隋唐史研究では貴族制との関係で、宋代では唐宋変革と科挙官僚制の関係で様々な研究が行われてきた。さらに「士」が皇帝と庶民の間に位置するが故に皇帝を中心とする中央集権専制支配を支える官僚としての側面と基層社会の指

導者としての側面とのどちらに重点を置いて捉えるのかで論争が交わされることもあった^①。ただ、「士」の存在形態は多様であり、具体的な姿態も時代と共に変化している^②。しかし「士」が時代と共にどの様に変化していったのかという通史的説明を試みた研究はほとんどない。

東京大学出版会五十周年記念出版事業として企画された『中国思想文化事典』では、「士大夫」という項目が立てられ、「士」「士大夫」の変遷を書くことになった。先秦を担当した小倉芳彦は西周から春秋にかけての邑の構造と「卿大夫士」について及び春秋中期以降戦国の秩序の崩壊と自らの学識や才能により君主に仕える「士」出現について述べた。一方、宋代以降を分担した伊原弘は科挙制度により官僚となった者を「士大夫」として定義し、その特質と近代への展開を

説明した。この間をつなぐ役割が私に課せられた。そこで、漢から唐にかけての変化を「吏」と「士」の関係、九品中正制度と貴族制、「士」「庶」の身分的区分といった点から説明した。しかし、それは紙幅の関係もあつて概略を述べたに過ぎず、取り組むべき課題を多く残したままになっている。

小倉は先秦の「士」の変遷を以下の様に述べる。「士」という文字自体は甲骨・金文に現れている。その「士」とは指導的地位にある男子の美称であつたとされる。^③そして西周、春秋時代の都市（邑）において、「士」は卿・大夫・士という身分の一つを構成することとなつた。その秩序に動揺が生じ、指導者層から没落する者があり、民の中からも一芸一能に秀でその才能により「士」として官職を得る者も出てくる。こうした様々な出身の「士」が出現し、君主の側も「礼賢下士」の態度を示しつつ、「士」を官僚として抱え込む。君主と士の自分の学術・才能を背景に君主からの礼遇を期待する士、また賢士を抱え込むことよつて名声を得ようとする君主とのこの関係は相互の取引関係でもあつた。その中で「士」は他の庶民とは異なる一段高い存在と自覚し、高度の教養人であると同時に有能な行政官としての「士大夫」となつたとする。そこで学術・才能よつて行政を担うことと

なつた春秋戦国に出現した「士」が秦漢から魏晉南北朝の間になつた変化し、宋代以降の科挙試験を背景とする「士大夫」になつたのかについて再検討したい。

南朝梁の沈約は『宋書』の恩倖伝の序において「周・漢の道は智を以つて愚を役し、台隸は参差をもつて等級となす。魏晉以来貴を以つて賤を役し、士庶の科は較然として弁つあり」と「智慧」から「貴賤」へという基準の変化により魏晉以降の「士」と「庶」の区別がなされたと述べる。^④さらに『宋書』王弘伝に載せられている同伍犯法に関する議論の中で江輿が「符伍屋を比べ居を隣にすと雖ども、士庶の際に至りては実に自ずから天の隔たりあり」と発言し、「士庶」の身分的な格差はきわめて大きいものであると主張した。^⑤六朝に「士」と「庶」の区別が出現したことが宋代以降の科挙官僚の登場を考える上でどのような意味を持つのか。また沈約がいう「周漢の道」から魏晉の「士庶の科」への変化とは何を指すのであろうか。^⑥また、『史記』から『宋書』に至る正史を読み比べると『晋書』『宋書』で頻出する「士庶」という言葉が『史記』から『漢書』にほとんど使われず、代わりに「士民」「吏民」が目立つ。これを手がかりに「士」がどのような階層を指し、「吏」「民」「庶」とどの様に関わつてきたの

かについて考察してみたい。

一、「卿大夫士庶人」から「士民」へ

経書の『詩経』では男女の愛を詠んだ詩の中に「良士」「士与女」と言う言葉が散見される。この「士」は女性に憧れられる立派な男性のことである。また、小雅の甫田の詩に登場する「士女」や「髦士」は曾孫氏一族の男子一般を指している。すなわち『詩経』に現れる「士」とは氏族共同体の共同体成員として生産や軍事を中心に担う男性であったと思われる⁷。その一方で経書では周代に「卿・大夫・士・庶人」という礼秩序が存在していたと説明される。これが理念上のものか、実際に存在していたものか、その秩序の実情がどの様なものであったのかについては諸説があり、門外漢には判断のつきにくい問題である。ただ春秋に至る邑制国家では、「士」は世族として邑の上層に位置した「卿大夫」とは区別されながらも、主として軍事を担い、「国人」層を形成し、邑の運営に関わっていたことが研究者の共通認識として確認出来るようである⁸。しかし、この邑を基盤とする礼秩序にも次第に変化が起る。小倉は指導者層から没落する者

が出てくる一方で民の中からも一芸一能に秀で、その才能により「士」として扱われる者が出現した。その結果「士」と「民」の区別が曖昧になり、「士」と「民」をあわせ「士民」という言葉が使われるようになったとする。

では、漢代で「士民」はどの様な使われ方をしたのであるうか。臥薪嘗胆の故事で知られる呉越の攻防について『春秋左氏伝』は伍子胥の言葉として「句踐は能く親しく施しに務め、施は人を失わず、親しみて労を捨てず」と記す⁹。一方夫差については「珍異是れ聚め、觀樂是れ務め、民を視ること讎の如くして之を用うるに日び新たなり。夫れ先ず自ら敗るのみ」と楚の公子申（字子西）発言を載せる¹⁰。『国語』の越語では夫差との戦いに敗れた句踐が「国人」に敗戦の責任を謝り、「往く者を送り、来る者を迎え、民の悪むところを去り、民の足らざるところを補い国力を回復した。呉に攻め込むに当たっては「国の父兄」に「我匹夫の勇を欲せず、その旅に進み旅に退くを欲するなり。進めば則ち賞を思い、退けば則ち刑を思う」と誓い、これに応じ「国人皆勧め、父はその子を勉まし、兄はその弟を勉まし、婦はその夫を勉まし」て、ついに越は呉を滅ぼしたと記す¹¹。『春秋左伝』や『国語』では国を支えた基層の人々を「人」、「民」あるいは

「国人」と記す。『史記』では呉への反攻を誓った句踐について、「会稽に帰りてより七年、其の士民を拊循し、用いて以つて呉に報ぜん」と記し、夫差は伍子胥の諫言を無視し、斉・晋と戦つた結果「呉の士民罷弊し、軽銳は盡く斉・晋に死し、而して越おおいに呉を破る」と述べる。『春秋左氏伝』『国語』で「国人」「民」「人」とされた階層を司馬遷は「士民」という言葉で表現した。先秦の「卿大夫士庶人」が漢代では「士民」とまとめられている。

実際『漢書』には文帝の即位二年目の「朕宗廟を獲保し、微眇之身を以つて士民君王之上に託す。天下の治乱は、予一人に在り」との詔が載せられる。この「託于士民之上」と言う表現は宣帝紀及び夏侯勝伝に引かれる本始四年の地震の際の詔にも用いられる。「士民」は漢の人民全体を対象とする詔で使用されている。また、諸侯王表では哀帝、平帝について「帷牆之中に生まれ、士民の尊ぶところとならず」と書かれ、「士民」は漢全土の人民を指したものと考えられる。『史記』『漢書』の東方朔伝では漢の広大さと皇帝の下に集まる者が多いことを「天地之大、士民之衆」と表現し、『漢書』梅福伝では「四海之広、士民之數」と広い天下の多くの人民を表し、その声に耳を傾ける様にと述べる。つまり、先秦の

王↓^諸侯↓^卿↓大夫↓士↓庶人という社会秩序は、漢代には皇帝↓士↓民という関係に変化し、天下は「士」と「民」の二つの階層で成り立っていると考えられるようになったと思われる。それと共に「士」が指し示す階層も変化する。「士」は元々は邑の生産や軍事をになう支配階層の末端に位置していた。ところが秦の商鞅の変法以降漢代まで「公士」が二十等爵の初級の民爵として成人男子に与えられた。つまり「士」という言葉は官僚あるいは支配階級に限定して使われるものではなくなる。民にも生産と共に治安と軍事的負担を課し、国家への貢献に応じて上級の爵位を与え、専制国家体制の基盤に位置づけた。「民」がかつての「士」の役割を担うことで「士」と「民」の境界線は曖昧になる。小倉が指摘した通り、春秋から秦漢に至る段階で従来の「卿大夫士」も国への貢献した「民」の一部も「士」として「民」と共に国家を構成する要素となる。この様にして国家によって天下万民が「士民」として把握されるようになったと思われる。

二、漢代における「士」の多様化

民の軍役負担に伴い、「士卒」「将士」「士伍」といった軍

事に関わる「士」が史書に登場するようになる。「士」と「卒」の間に区分があったのか無かったのかについては、これまででも多くの議論がなされてきたようである。¹⁹⁾『史記』の中で司馬遷は劉邦が漢中に赴く途中「南鄭に至り諸将及び士卒多く道に亡げ帰る。士卒は皆な歌いて東して帰るを思う」、これに対し韓信は「軍吏、士卒は皆山東の人なり。日夜跂て帰るを望む。其鋒に及びてこれを用うれば以て大功有るべし」と劉邦に献策したと記す。²⁰⁾ここで司馬遷は「諸将」「軍吏」「士卒」という三つの言葉を使っている。つまり「士卒」は「将」「吏」とは区別され、軍隊の末端で戦闘に従事した者を指す。また『漢書』の景帝紀では官が管理する品物を横領した場合の罪は「爵を奪い士伍となしこれを免す」との規定が載せられている。²¹⁾この注では「李奇曰く、爵有る者は之を奪い、士伍と為さしめ、位有る者は官を免するなり、師古曰く此の説は非なり、其の爵を奪い、士伍となさしめ、又その官職を免すとは即ち今の律のいわゆる除名なり、この士伍というは士卒の伍に従うを言うなり」と書かれている。²²⁾李奇の注釈は「士伍」は爵を奪われたり官を罷免されたりした者達的身分を指すとするのに対し、顔師古は一般兵士で従軍する「士卒」のことと解釈したのである。秦漢帝国で軍事を担っ

た「士卒」は卿大夫が率いた軍に民族的な紐帯によって参加した「士」ではない。すなわち君主に任命された「将」の下で庶民から徴発され従軍した兵士が「士」と呼ばれるようになる。「民」が軍事に参加する機会が増えると共に兵士も庶民化して「士卒」と呼ばれる「士」が生まれたのではないか。では、礼によって規定された「卿大夫士」の関係はどう変化したのだろうか。『漢書』の郊祀志上では「諸侯は其の置内の名山大川を祭り、大夫は門、戸、井、竈、中霤の五祀を祭り士庶人は祖考のみ。各の典礼有りて、而して淫祀に禁あり」という天子、諸侯、大夫、士庶人の祭祀の対象についての規定が書かれている。²³⁾「王侯卿大夫士」という階層毎に葬礼の規定の差があることは『礼記』『王制』篇でも述べられている。一方『漢書』貨殖列伝では周の礼が春秋に至って崩れ、諸侯、大夫、士庶人が身分をわきまえず、八佾の舞を私的に行うなど礼秩序を乱すようになった。それは農業従事者が減少し穀物生産が減り、商人が増加して商品が増えてゆくと礼より経済力がものをいう様に変化したからだ²⁴⁾と述べる。つまり、「諸侯・卿・大夫・士・庶人」の秩序関係は過去の理想の姿として述べられているのであり、実際の社会では「士」と「庶人」を峻別することはなかったと思われる。た

だ、小倉の学芸と才能によって「吏」として行政を担う「士」「士大夫」が出現し、「民」の上に立つ地位を得たとの指摘にも注目する必要がある。

春秋戦国の社会変動は支配者層の「卿大夫」と「士」の区別をも揺り動かした。これを端的に表すのが、魯の荘公十年に起こった斉と魯の戦いにおける曹劌の故事である。士として従軍した曹劌は作戦を担った卿大夫について「肉食する者は鄙し、未だ遠謀ある能わず」と批判し、莊公に面会を求め、策を進言した。さらに戦場では公と同じ戦車に乗り、実質上軍を指揮したという記事が『春秋左氏伝』に載る。⁽²⁵⁾この故事は、春秋の初めには、卿大夫がそれぞれ軍備を整え、諸侯の下で戦争の指揮を執るのでなく、「士」であつても兵法に優れた者が戦場で「卿大夫」に代わり軍を指揮する様になったことを示す。さらに、戦国の孟嘗君の鶏鳴狗盗の故事は、身分の低い者でも一芸一能に秀でていれば食客になり、「士」として主君から処遇されていたことを示している。⁽²⁶⁾知識という個人的な資質を持つ「士」が社会の運営を担うという思想は荀子や孟子の諸子によつても唱えられる。つまり、「士」を「心を勞する者」とし、「庶」を「力を勞する者」とする考え方である。こうした発想は、『漢書』の食貨志序文

では「士農工商、四民業有り。学びて以て位に居るを士と曰い、土を闢き穀を殖うるを農と曰い、巧を作り器を成すを工と曰い、財を通じ貨を鬻ぐを商と曰う」と定義される。⁽²⁷⁾つまり職業による社会分業を前提とし、それぞれの職業を持つ民が力を出し合つてはじめて天下国家の安定的な秩序が成り立つとの考え方である。⁽²⁸⁾この「四民分業」の思想は「士」は学芸によつて政治・行政に携わる者であつて、肉体労働者の「農」「工」「商」の「庶」とを区別する。また、同じ「士」でも軍事を担当する「士卒」とも異なる階層である。「士」は「学びて以て位に居」り、出自とは関係なく、知識、教養、倫理という個人的な資質によつて国の行政を担う役割を果たす。つまり、家柄によつてその地位を得た「卿大夫」ではなく、この個人的な能力により「士」と認められるもので優秀な者が国家の中樞をになう様な社会に変化したのである。これが、沈約の言う「智を以て愚を役す」という「周漢の道」ではなからうか。

では「愚」に対する「智」とは何か。先行研究においても、墨子の「尚賢」思想や官僚制の成立との関係に注目して議論されてきた。⁽²⁹⁾漢では「賢士大夫」を官僚として登用し、彼等の力で天下を治めようとする議論が繰り返しなされる。

たとえば、文帝が百官の意見を聴取する理由を「則ち天下の賢士大夫を致さんと欲すればなり」と丞相申屠嘉に説く袁盎の言葉、「賢士大夫を貢薦し、多く其の助くる者を得」という朱邑の行動はそれを象徴的に表している。この「賢士大夫」は「賢士」と「大夫」ではなく、「賢」である「士大夫」と理解すべきであろう。「士大夫」は皇帝の意を汲んで皇帝を支え統治を円滑に支えるため不可欠な存在となった。宣帝は元康二年正月の詔書で「今吏は身を修め法を奉るも、未だ朕の意に称うこと有らず。朕甚だ愍う。其れ天下に赦し、士大夫と厲精更始せん」と「士大夫」と共に天下を治めようとする決意をしめした。さらに儒教が国家の統治理念の基本とされると「文学」が官僚の資質として重んじられる。『史記』及び『漢書』の儒林伝の序文では公孫弘が学官となり博士・太常を設置し、儒学による教育を興したことで、「此より以來、則ち公卿大夫士吏彬彬、³⁰『漢書』は斌斌」として文学の士多し」という状況を将来したことが述べられている。「公卿大夫士吏」とは諸侯、列侯、士や吏まで皇帝の下で国家の運営を担った官吏全体を指し、儒学による教育を振興と共に学識を持った「文学之士」が官僚として漢代の国家や社会の運営一翼を担うことを期待されたのであろう。ただ、漢

代においては「士大夫」は文官だけに限定できないところもある。呉楚七国の乱を平定した景帝は反乱を起こした諸王を断罪する詔書の中で「今、³¹膠西王劉卬等又た重逆無道にして、宗廟を焼き御物を鹵い、朕甚だ之を痛む。朕は素服にして正殿に避く。將軍は其れ士大夫に勧め反虜を撃て」と述べる。この「士大夫」は將軍に従い反乱平定に赴いた軍人を指す。また、『史記』田叔伝には褚少孫が田仁と任安の人物について語った文章が附されており、その中で武帝に任安との優劣を問われた田仁が「桴鼓を提げ、軍門を立て、士大夫をして死を樂しみて戦闘せしむること仁は任安に及ばず」と答えたこと記される。田仁も任安もその後匈奴との戦に参加する。つまり漢では行政・軍事を問わず国家運営に当たる官僚すべてを「士大夫」と呼んでいたと思われる。

漢代には民から兵士として徴発され軍事を担った「士卒」、個人の才能によって皇帝を補佐し、国家を支える官僚となった「士大夫」等多様な「士」と呼ばれる階層が登場する。ただ、「士大夫」は軍事・行政両面をにない、宋代以降の「士大夫」のような文化的素養を持った知識人に限定されることはなかった。兵士として徴発された「士」の登場、官僚として国家の統治機構を支える「士大夫」の登場は、秦漢以降の

中央集権的な政治体制の成立と対応するものと思われる。すなわち、漢代の「士民」の「士」には知識人だけではなく、官僚、兵士まで幅広い様々な階層が含まれ、皇帝の下で「民」と一体となって「士民」として国家を支えていたのではない。ただ、『漢書』では万民を指す言葉として「士民」より遙かに多く使われるのが「吏民」である。

三、漢代の「吏民」

「吏民」は皇帝の側からの詔勅による命令や賜与の対象として多く用いられる。文帝が亡くなった時の遺詔には「其れ天下の吏民に令し、令到れば出臨すること三日にして、皆服を釈く」とある。帝崩御の通知が届いてから天下の「吏民」は三日間の哭泣の後、喪を解くようにと指示した内容である。⁽³⁶⁾ また、昭帝の始元五年に詔に「中二千石以下吏民に至るまで爵を賜う。各の差あり」と書かれ、元封二年の建章宮から未央宮への移転に当たっては「吏民の牛酒を献ずる者は帛を賜う、人ごとに一匹」と皇帝からの賜爵や賜与の対象としても「吏民」が使われる。⁽³⁸⁾ また元鼎二年に江南に災害があった際の「吏民の飢民を振救し其の^{くろしみ}を免れしむ者有らば、具

に挙げて以て聞せ」、元封五年に十三部州刺史を設置した時の「其れ州郡に令し吏民の茂材、異等有るを察せ」、元狩三年の「吏民の能く貧民に仮貸する者は名を以て聞せ」といった詔では地方の有能な者や徳行の有った「吏民」を皇帝に報告せよと命じている。漢では皇帝の詔は「吏」と「民」すべてを対象として発せられている。ではなぜ「士」と「民」ではなく「吏」と「民」なのだろうか。「士」は元々氏族制社会の礼秩序によって規定されていたが春秋戦国を経て個人的資質より社会に貢献する官吏も指すようになった。とはいえ皇帝によって任命される存在ではない。これに対し「吏」は皇帝から任命され秩禄を授かる官吏を指す。皇帝を頂点とする行政機構が皇帝↓吏（官僚）↓民という秩序を生み出す。詔を発して政策を遂行するに当たっては「吏」から「民」へという関係が重要になる。さらに「吏」↓「民」の関係は、皇帝の全国統治だけでなく地方政治においても重要な意味を持つ。特に循吏伝では地方長官と現地の「吏」「民」についての記述が目立つ。文翁が蜀の太守となり、学官を整備し、その治下の県の子弟を教育し、優秀な者を「郡県の吏」とした。その姿を「県邑の吏民は見て之を榮とす」とようになり、多くの学生が集まったという。文翁が亡くなると「吏民

は為に祠堂を立て、歳時の祭祀は絶えず」と記される。南陽太守となった召信臣は白河の水利工事により農業を振興し、「吏民は信臣を信愛し、之を号して召父と曰う」と記される⁴²。この様に地方官と治下の「吏民」との関係についての記述も多い。つまり、皇帝↓「吏」↓「民」と共に地方官である「吏」↓現地「吏」↓「民」という関係が併存する。

『漢書』の百官公卿表は県令、県長以下の官職について「皆丞・尉有り、秩四百石より二百石に至るまでは是れ長吏と為す。百石以下斗食・佐史之秩有り、是れ少吏と為す」と記す⁴³。すなわち一般的な郡県では郡守、郡丞、郡尉、県令、県丞、県尉の長吏と、百石以下の俸禄を与えられて住民の教化、訴訟、賦税の徴収、盗賊の取り締まりに当たる亭長、郷の三老、嗇夫、游徼等の小吏も「吏」と呼ばれる。『漢書』に記される小吏はこれだけだが、『後漢書』百官志には県丞の下に諸曹掾史がおかれたと記される。さらに注に引用される応劭の『漢官』では首都の洛陽の事として洛陽令の下に丞、孝廉左尉、孝廉右尉、治下の郷には獄史、佐史、郷佐、令史、嗇夫、官掾史、幹小史、書佐、脩行という官があり、吏員は七百九十六人、内十三人が四百石だったと記される。つまり、後漢の洛陽県の役所には七百八十三人の小吏がいた

ことになる⁴⁴。これは後漢の首都洛陽のことで前漢の地方も同様だったかはわからないが、地方政府には一定数の小吏がいたことになる。宇都宮清吉は「民」の中から選ばれた一定の政治的責任者たる「三老」が仲介者となり皇帝権が「民」の世界に介入できたと指摘し、これを承けて鷹取祐司は前漢初期においては郷里を率いているのは父老であり、彼等が小吏の郷三老に選ばれていたとする⁴⁶。また、増淵龍夫は後漢の巴郡太守張納の頌徳碑の碑陰に巴郡の掾史七十二名の名前があり、内三十六人が『華陽国志』に記載される出身県の大姓であることから、その地元の有力者が掾史として地方行政を支え、自律的秩序を築いたのではないかと指摘している⁴⁷。後漢になると地方でも「豪」の文字が冠せられる有力層が形成され、彼等は「掾史」などの小吏となることで国家と地元を繋ぐ役割を担う。とすれば、張納碑が郡の掾史によって建てられたように、地方官に教化されたり、属官に採用された故吏が地方官と「民」との間を結びつけていたと考えられるのではないか。

つまり、漢代は皇帝↓中央の官僚（長吏）と共に中央から地方に派遣される地方官（長吏）↓地方に在住の官吏（小吏）↓民という皇帝と「吏」と「民」の関係で国家の統治が維持

されていたのであろう。従って皇帝は長吏、小吏を含むすべての「吏」と「民」を「吏民」と呼び、地方長官は現地の小吏と民を「吏民」と把握していたと思われる。秦漢は統一された中国を支配する中央集権国家となった。それと共に、卿・大夫・士・庶人という氏族社会の秩序ではなく、官吏による中央行政と地方行政がより必要になる。従って「吏民」が指す集団も二重構造を帯びるようになる。その中で行政の末端を担う現地の小吏が国家体制の安定に重要性を増していく⁽⁴⁸⁾。つまり、「士民」が礼秩序の崩壊による「士」と「民」の一体化で登場した言葉とするならば、「吏民」は秦漢の中央集権化に関連して使われるようになった言葉と言えよう。

四、魏晋南朝における「士民」と「士庶」

『三国志』以降の史書を『史記』『漢書』と比べると、「士民」の用例にも変化が見られる。『三国志』及びその裴松之注に引かれる諸書では「士民」という言葉は『漢書』比べ頻繁に用いられる。曹丕が呉への遠征を取りやめたとき、その軍を引き上げた理由について「連年水旱ありて、士民は損耗するに、功作は前に倍し、勞役は昔に兼す」と水害で「士

民」が疲弊している所に労役の負担を増やすことができないと述べる⁽⁴⁹⁾。魏の明帝曹叡が宮殿を修築するために過酷な徭役を課していることに対し高堂隆は「然らば則ち士民は乃ち国家之鎮なり、穀帛は乃ち士民之命なり」と諫言する⁽⁵⁰⁾。その他「士民は頗る勞役に苦しみ又疾病あり。是において軍中騒動す」等「士民」は軍役や徭役の負担者として登場する。「巴蜀の将吏士民は諸れ亮の劫迫する所となる」等、『三国志』では戦後処理で敵方の罪を赦す場面でも「将吏士民」という言葉が使われる。「将」は軍を率いる者、「吏」は官吏、「民」は庶民とすると、「士」はどの様な階層の人々を指すのであろうか。『王隱蜀紀』では蜀の後主劉禪が魏に降るにあたって尚書郎の李虎に「士民簿」を差し出させたと記す。その士民簿の内容は「領戸は二十八万、男女の口は九十四万、帯甲の将士は十万二千、吏は四万人」というものであった。士民簿の男女の口九十四万の内「将士」十二万二千、「吏」は四万、残り八十万近くが女性と「民」ということになる。 「将士」は「民」と「吏」とも区別されており、「士」は「将」に従う兵士という事になる。また、魏の明帝の時「冀州士家十万户を徙し河南を實さんとす」という計画が持ち上がった⁽⁵¹⁾。冀州の「士家」十万户という数は「吏」の家族にしては

多すぎる。おそらく曹魏政權がしばしば行っていた軍屯政策の一環として、兵士を家族共々を河南に移住させ、兵戸を創出しようとした記事の可能性がある。⁽⁵⁵⁾『三国志』でよく使われるようになった言葉に「士衆」があるが「士衆」が登場するのはほとんどが戦争に関わる場面で主に兵士を指していると思われる。⁽⁵⁶⁾『三国志』の「士民」の「士」は「吏」としての「士大夫」ではなく、「士」は軍役を負担する兵士、「民」は徭役を負担する編戸民を指す様になってきたと思われる。それ故「士」が徭役負担や戦争との関わりで多く使われている可能性が考えられる。

ところが『晋書』では「士民」二個所にしか使われていない。勿論『晋書』で「民」が使われていない理由として、『晋書』の編纂を指示した唐太宗李世民的「民」を諱として避ける必要があったことも考えねばならない。陳垣は「史諱举例」で唐代では法令では諱の規定は緩くなっていたが、正史の注釈等では当時の風潮として諱の慣習が強かったと指摘する。⁽⁵⁷⁾唐以前に編集されていた旧『晋書』で「民」の字が使われていた部分は「人」「百姓」「衆」に置き換えられている。⁽⁵⁸⁾とすれば、「吏民」を「吏人」「吏衆」、「士民」を「士人」「士衆」に置き換えたかも知れない。しかし『晋書』で

は「吏の人才之実」という表現はあるが⁽⁵⁹⁾「吏」と「人(民)」という使い方はない。また「吏衆」という熟語は出てこない。「士人」は十八箇所で使われているが「荆土の士人の宗廟」と個人の身分を表したり、「今世の士人は決して良能を悉さざる也」と官僚や知識人層を指している。⁽⁶⁰⁾「士衆」の用例もほとんどが『三国志』と同じく戦闘に関わる場面で使われ、兵士を指したと思われる。⁽⁶¹⁾しかし、『晋書』陸機伝に引用されている弁亡論の一節「慈和以つて士庶之愛を結ぶ」は『三国志』孫皓伝の注に引用される文章では「慈和以給士民之愛」であった。⁽⁶²⁾沈約の『宋書』とで唐代の李延寿の『南史』対比すると「士民莫不畏而愛之」が「士庶畏而愛之」⁽⁶³⁾に、「士民畏憚、人莫敢欺」が「士庶畏憚」⁽⁶⁴⁾に、「城内士民、秋毫無所失」が「城内士庶感悅」に、「為士民所愛詠」が「為士庶所愛詠」と書き改められている。⁽⁶⁵⁾とすると『晋書』の食貨志等の「将吏士庶」も『三国志』にある「将吏士民」である可能性もある。つまり『晋書』になって増えた「士庶」という表現は従来よく使われていた「士民」を李世民的諱を避け書き換えた結果ということも否定できない。

しかし、『晋書』の「士庶」はすべて「士民」の書き換えとしてよいのだろうか。『晋書』の謝安伝には嶺南の中宿県

から健康に戻ってきた役人が持参した蒲葵(ビロウ)の団扇を謝安が手に取った所「京師の士庶競いて市い、価値増すこと数倍」という話が載せられている。これが『事類賦』巻十四「扇」の項の注に引く『晋書』の異本では「是に於いて京都の士庶競い慕い、価値増すこと数倍」と記されており、元々の『晋書』でも「士庶」と表現されている。⁶⁶ また周顛が王敦の乱で捕らえられ連行され、太廟で大声で王敦を罵り傷つけられた時の事として『晋書』は「観る者皆流涕す」と述べる。これに対し『太平御覧』巻四百十八人事部忠貞の条に引く何法盛の『晋中興書』では「士庶の聚り観る者皆為に流涕す」と記される。⁶⁷ また、『芸文類聚』巻五十の職官部六刺史の項に引く『王隱晋書』には陶侃が都督荆雍益梁四州諸軍事であった時、飢饉に際し穀物を放出した結果「士庶歓悦し、咸な濟頼を蒙る」と記される。⁶⁸ 現行『晋書』の編纂の材料となった元々の『晋書』『晋紀』等の諸本にはすでに「士民」の書き換えではなく「士庶」という表現があったと考えられる。これらの「士庶」は「士」も「庶」も一緒になって皆が同じ行動をとったという箇所で使用されている。とすれば、晋南朝には皇帝↓士↓民、皇帝↓吏↓民と平行して皇帝↓士↓庶という秩序が形成されてきたと推測される。

では「士民」と「士庶」にはどんな違いがあるのだろうか。『晋書』で「士庶」という表現の中に「士民」の書き換えが混じっているとすると、『晋書』の「士庶」と『三国志』以前の「士民」との違いを明確にするのは難しい。ただ『宋書』王弘伝の「同伍犯法」の議論も恩倖伝の沈約の序文もすべて「士」と「庶」の身分の区別を論じたものであって「士」と「民」の区別でも「吏」と「民」の違いについて述べたものでない。漢代の「吏」の秩序が官秩によって規定されていたことは明かであり、国家の側から任命され、秩を受けた「吏」以外の者はすべて「民」との定義が可能である。では「士」と「庶」の区分はどこから生まれたのであろうか。中村圭爾は「士」と「庶」の区分を郷品の有無の差(社会的身分)を背景とし、「士庶」区分が皇帝を頂点とする「官—民」の身分(政治的身分)とは異なった六朝独特の身分関係を形成したと指摘する。⁶⁹ つまり、「士」「庶」は郷里の評価を基盤とする九品中正制度によるものとされる。一方渡邊信一郎は士農工商の士民分業の理念から、「士」と「庶」の違いは労働する内容の差から生まれた関係とする。従って「士」は国家から禄を受け「産業を営まず」庶民に養われる。従って「下民と利を争わず」、「清」というイデオロギーを守るべき

存在になったとする⁽⁷⁰⁾。そもそも「清」は六朝貴族にとつて極めて重要なイデオロギーであり、郷品も「清」という基準で判断される⁽⁷¹⁾。法を犯せば「清議」にかけられ、その結果で免官あるいは除名になり「士」身分を剥奪される⁽⁷²⁾。つまり、「士庶」の「士」は兵士である「士卒」の「士」ではなく、教養と倫理を身につけた「士大夫」「士人」としての「士」である。

沈約は「士庶の科は較然として弁つあり」という状況の端緒が「漢末喪乱」を收拾する中で「州郡都正は才を以つて人を品し、而して世の人才を挙ぐる」という九品中正制度であった。後に中正が「徒ら以つて世資に憑籍し、もつて相い陵駕」した結果「士」と「庶」の区別が生じたと述べる。士庶の差を絶対的なものと主張した江輿はその理由として「土人の盜賊を犯し棄市及ばざる者は、刑竟るも自ら贓汗淫盜之目に在り。清議は終身にして赦さるるも原なぐされず」という点を挙げた。「庶」は法によつて刑を受けることにより罪は贖われるが、「士」はその行為は礼に反するものとされ、「清議」にかけられ、「士」の身分を剥奪されて大赦にあつても終身回復されない。これが「士」と「庶」の間の違いだとい⁽⁷³⁾う。そうすると九品中正制度が成立し「士」の身分が確立

し、「民」「庶」との關係が変化してきたところに注目しなければならぬ。先秦の礼秩序による「士」と「民」の秩序は漢代を経て三国に至ると消滅し、「士」には「士卒」も含まれ軍役の負担者として描かれる場面が増えてくる。一方で漢末から三国にかけて官につかず民間で民と共に暮らし、民を教化し尊敬を受ける「処士」が増えてくる⁽⁷⁴⁾。こうした知識人を讀え起こつた輿論が郷論と言われる。こうした郷論をふまへ名望家をいかに政権に取り込むのかを重要政策に位置づけたのが曹魏政権である。曹操は崔琰に人事を委ね「清議を総齊」させ⁽⁷⁵⁾、崔琰と共に人事を担当した毛玠が「其の挙げて用いる所は皆清正之士」という⁽⁷⁶⁾。

民間の輿論を示す言葉として「民望」がある。『漢書』では陳勝が挙兵に際して太子扶蘇や項燕の名を詐称したり、項梁が挙兵に当たつて楚の懷王の孫の心を王に立て旗頭としたことを「民望に従う」と記すなど、すべて民の輿論を操作しようとした記事である。これに対し『太平御覽』巻四百四十五人事部品藻上の条に引く『王隱晋書』には「會々稽^レの楊彦明、謝行言皆儒教を服膺し、民望為るに足る」と顧榮が江南の人士を朝廷に推薦するした文書で被推薦者が民から尊敬されていたことを述べる。『晋書』では「民」を

避け「民望」を「公望」と改めている。『王隠晋書』の「民望」は『晋書』では「衆望」と「公望」の二つの書き換えがなされている。⁽⁷⁾「公望」を「民望」の書き換えとしてみると「孔愉公才有れども公望無し、丁潭は公望有れども公才無し」という記事に注目される。中正が吏部に「品」と共に提出する「状」も吏部が皇帝に人事案件上申した『山公啓事』も性と才を書く形式になっており、「公望（民望）」は性格を示し、「公才」は才能を示した表現と推測される。⁽⁸⁾すなわち、これは中正の人事文書に相当し、人事制度において「民」の輿論が官僚人事に影響を与えていたことを示している。つまり、「民」も徭役を負担するだけでなく、輿論の担い手として意識される様になっていたと考えられないだろうか。

先述の顧榮とは別派ではあるが呉郡の名族顧颯之は子供たちが「郷里士庶」に多額の負債負わせていることを気にして、呉郡太守となって赴任した際、三男の綽に証文を出させるとそれを燃やし、「遠近」に負債の返済の必要がないことを公言した。⁽⁹⁾民望が重んじられたことをふまえると、顧颯之の行為も民望としての「郷里の士庶」への配慮と考えられないだろうか。また、『晋書』の路上であった病人を車に乗せ自分は歩いて帰ったり、捕った魚をただで人に配ったりした

隠逸の士の郭翻の善行を「士庶」が「敬賞」したのも民間「士」と「庶」の関係である。「士」は私的生活であっても「士」としての行動「士操」が要求される。「士庶」が登場する『晋書』や『宋書』どの記事が該当するのかははっきりしないが、「士」「庶」関係「士」「民」関係には「民望」としてのあり方が前提としてあったように思われる。

おわりに

以上「士民」「吏民」「士庶」という言葉に注目し、「士」と「民」「庶」との関係が漢から六朝にかけてどの様に変遷してゆくかについて考察した。先秦では氏族社会を背景とした「王↓卿・大夫・士↓庶人」の礼秩序が重視された。しかしこの秩序は春秋時代以降の邑制国家の崩壊と共に変化する。それと共に個人の資質を基礎とする「士」が生み出される。「士」と「民」の境界が曖昧になって行く。こうして皇帝↓士↓民という秩序が生まれ「士民」という言葉も多く使われるようになる。もともと「士」には祭祀、政治、軍事、生産等様々な役割があった。「士」が個人の才能によって評価される段階で一人の人間が担っていた「士」の多様な役割は、

分化する。文化的才能によって政治の運営を担う「賢士」「賢士大夫」「文学之士」といった「士」、軍事を担う「士卒」「士伍」「将士」、徭役や租税を負担し、国力の基盤となる「公士」「士民」、このような多様な「士」が登場する。一方で皇帝を頂点とする中央集権国家を構築するためには、皇帝の命令を末端までに行き渡らせるために官僚としての「吏」の役割が重要となる。すなわち皇帝↓長吏↓小吏↓民の支配構造である。そのため漢代の地方社会でも地元から「吏」が採用され、行政の末端を担うようになる。つまり「士」より「吏」の方の役割が重要になり「吏民」という言葉も頻用されるようになった。そして後漢になり、この行政の末端の「吏」に地方の有力者が掾史として入り込むようになり、地方社会の自立性が高まり、漢末の騒乱を迎える。『三国志』でも「士民」の用例が増えるがそこには礼制的な色彩はない。むしろ軍事に関わる所でよく使用される。つまり漢帝国の崩壊による混乱の中で、戦乱が起こり「士」は兵士を指したり、「士」「民」には支配者側から戦乱を乗り込めるため食糧生産と軍役に対する貢献が求められる。「士民」は税役、戦乱に苦しめられる立場として描かれてくる。

『晋書』になると「士庶」という言葉がよく使われるよう

になる。『晋書』の場合編纂を命じた唐の太宗李世民の諱を避け、「民」は様々な言い換えがされる。「士庶」の一部は「士民」の書き換えという側面も見逃せない。しかし、現行『晋書』の下敷きとなった旧『晋書』でも「士庶」の使用例があり、諱を避ける必要のない『宋書』では「士庶」「士民」併存する。『宋書』では「士」と「庶」の身分差も議論されている。そもそも「士」と「庶」の違いは知識労働になう「士」と肉体労働を行う「農工商」の「庶」の分業関係にも関係する。同伍犯法の論議は九品中正制度による任官資格である郷品の有無、「士」を法でなく「清議」によって裁くという仕組みを背景とする。「士」が「庶」と区別される様になった背景には九品中正制度がある。「品」を得るためには「民望」でなければならぬ。つまり「民」にも税役を負担するだけでなく、「士」の人格を評価するという役割も与えられてくる。一方で「士」が特権化するためには、「士」には「農工商」の「庶民」とは違った社会的義務を果たす人格が必要とされたのかも知れない。

九品中正制度により「品」を得て官僚となった「士」は世襲的にその地位を独占し、門閥貴族に転化した。この門閥化の弊害を避けるために試験制度によって「士」の資格を認定

する科挙が導入される。隋唐を経て宋代に至ると、郷論による「品」ではなく科挙試験の結果により「士大夫」として官僚資格を得る。こうして読書人とも呼ばれる近世的な「士大夫」が登場する。氏族社会を背景とした先秦の「卿大夫士」秩序の崩壊過程で生まれた「士民」社会、中央集権を図った秦漢帝国による「吏民」秩序と宋代以降の科挙官僚体制との中間段階に「士」と「庶」(民)関係が存在したのでないだろうか。

なお、本稿は中国語で発表した「士庶考」の「士」と「民」[庶]についてのアウトラインを日本語版として述べたものである。⁽⁸⁾「士庶」で示される言葉の内実、「小吏」が「胥吏」へと変化して行く過程についてはさらに検討し、別稿としたい。

注

- (1) 拙稿「中国史研究における「社会」と「人間」の把握をめぐって」『中国 社会と文化』、七、一九九二等参照
- (2) 谷川道雄「中国士大夫社会と現代」(『思想』一九七二 一月号)、葭森他執筆『中国思想文化事典』(東京大学出版会 二〇〇一)「士大夫」の項目也
- (3) 小倉は閻步克「 \wedge 士 \vee 形義源流行変説略」(『学人』一、一九九二)を参照していると思われる。

(4) 『宋書』卷九十四恩倖伝

(5) 『宋書』卷四十二王弘伝。南朝に至り士庶の身分の差が極めて大きくなったという点については、岡崎文夫「南朝における士庶区分に就いての小研究」(『南北朝に於ける社会経済制度』弘文堂書房一九三五 所収)、増村宏「宋書王弘伝の同伍犯法の論議」(鹿児島大学文理学部『文科報告』四 一九五五)、宮崎市定「九品官人法の研究」(『東洋史研究會刊』一九五六)、中村圭爾「士庶区分」小論(『史学雑誌』八八―二、一九七九)『六朝貴族制研究』風間書房 一九八七再録)、川合安「南朝・宋初の「同伍犯法」の論議」(『集刊東洋学』六七、一九九二)、「南朝の士庶区別」(『東北大学東洋史論集』一二、二〇一六)等で議論されている。その際に引用されるのが『宋書』の王弘伝と恩倖伝の記述である。「実自天隔」については、「士庶之科較然有弁」はつきりとした差があるという内容に合わせて「実に自ずから天の隔たりあり」と読んでおく。なお江奥の議に対して、王弘は律令には士庶の区別は設けられていないが実際は恩赦により赦されている。そうした実情に合わせて士人は同伍から外してはどうかと提案し、この意見に文帝が従った。

(6) 拙稿「中国中世の士大夫」(『東洋の知識人』朋友書店 一九九五 所収)、「中世的士大夫」(『新哲学』二 二〇〇三)、

- 谷川道雄「中国中世社会と共同体」(国書刊行会、一九七六)、『中国中世の探求』(日本エディタースクール出版部 一九八七)、川勝義雄「六朝貴族制社会の研究」(岩波書店 一九八二)、森三樹三郎「六朝士大夫の精神」(同朋舎 一九八六)、吉川忠夫「六朝精神史研究」(同朋舎 一九八四)等参照

(7) 宇都宮清吉「詩経国風の農民詩」(『龍谷史壇』六五 一九七二)『中国古代中世史研究』創文社 一九七七 再録)。

- 「詩経時代の社会」(『名古屋大学東洋史研究報告』五
一九七八)
- (8) 増淵龍夫『新版中国古代の社会と国家』(岩波書店
一九九六)、松井嘉徳『周代国制の研究』(汲古書院
二〇〇二)、吉本道雅『中国先秦史の研究』(京都大学学術出版
会二〇〇五)、他参照
- (9) 『春秋左氏伝』哀公元年
- (10) 同前
- (11) 『国語』越語
- (12) 『史記』卷四十一越王句踐世家
- (13) 『漢書』卷四 文帝紀
- (14) 『漢書』卷八 宣帝紀
- (15) 『漢書』卷十四 諸侯王表第二、
- (16) 『漢書』卷六十五 東方朔伝、同じ文章が『史記』卷
百二十六東方朔伝に載る。
- (17) 『漢書』卷六十七 梅福伝
- (18) 『漢書』卷九百官公卿表上
- (19) 高村武幸『漢代の材官・騎士の身分について』(『日本秦漢史
学会報』五二〇〇四)が従来の議論を簡潔にまとめている。
- (20) 『史記』卷八 高祖本紀
- (21) 『漢書』卷五 景帝紀
- (22) 同前注
- (23) 『漢書』卷二十五上 郊祀志上
- (24) 『漢書』卷九十一 貨殖列伝
- (25) 『春秋左氏伝』莊公十年
- (26) 『史記』卷七十五 孟嘗君烈伝
- (27) 『漢書』卷二十四上 食貨志上
- (28) 渡邊信一郎『荀子の国家論』(『史林』六六一—一九八三)、

- 「清」(『京都府立大学学術報告』人文三一 一九七九、共に『中
国古代国家の思想構造—専制国家とイデオロギー』校倉書房
一九九四 に再録)は四民分業論と「士」について考察を加え
ている。
- (29) 増淵龍夫『中国古代の社会と国家』(弘文堂、一九五九)所
収諸論文、江村治樹「賢の觀念から見たる西漢官僚の性格」
(『東洋史研究』三四—二、一九七五)
- (30) 『史記』卷百一 袁盎伝
- (31) 『漢書』卷八十九 循吏伝
- (32) 『漢書』卷八 宣帝紀
- (33) 『史記』卷百二十一 儒林伝、『漢書』卷八十八に同じ文が載る。
- (34) 『史記』卷一百六 吳王濞伝
- (35) 『史記』卷一百四 田叔伝
- (36) 『漢書』卷四文帝紀、同じ文が『史記』卷十孝文本紀に載る。
- (37) 『漢書』卷七 昭帝紀
- (38) 『漢書』卷六 武帝紀
- (39) 『漢書』卷六 武帝紀
- (40) 『漢書』卷六 武帝紀
- (41) 『漢書』卷八十九 文翁伝
- (42) 『漢書』卷八十九 召信臣伝
- (43) 『漢書』卷九百官公卿表上、『史記』『漢書』の他の箇所では
「小吏」と記されていることが多い。
- (44) 『後漢書』志二十八「百官」五 注引『漢官』。渡邊信一郎
はこの史料と『通典』卷三十六の後漢官秩差次記述から、後漢
の史の九十五パーセントが小吏であったと推定している(『孝
経の国家論』『中国貴族制社会の研究』京都大学人文科学研究所
所収、一九八七)『中国古代国家の思想構造—専制国家とイ
デオロギー』前掲再録)

(45) 宇都宮清吉「中国古代中世史把握のための一視角」(『中国中世史研究』東海大学出版会所収 一九七〇、『中国古代中世史研究』前掲再録)

(46) 鷹取祐司「漢代三老の変化と教化」(『東洋史研究』五三—二一九九四)。鷹取は公權力が郷里社会に浸透するに伴い、父老や豪傑といった郷里社会の指導的な者から、教化の象徴的役割を担う名声高い人物が選ばれるようになったとする。

(47) 増淵龍夫「所謂東洋的専制主義と共同体」(『橋論叢』四七一—一九六一、『新版中国古代の社会と国家』前掲再録)

(48) 長沙走馬楼出土の呉簡には「南郷謹列嘉禾四年吏民田家別頓畝早熟取米錢布付授吏姓名年月都蒞」という書き出しに続き、それぞれの木簡に土地の所有高、収穫、税額、収税した役所の吏の名前が記される。一般に「嘉禾吏民田家蒞」と呼ばれるこの文書は徴税台帳であり、「吏民」には農民が含まれている。出土呉簡では「吏民」は「吏」と「民」を合わせた人々を指している。

(49) 『三國志』卷十三 王朗伝注引『魏書』

(50) 『三國志』卷二十五 高堂隆伝、

(51) 『三國志』卷十五 賈逵伝注引『魏略』、また『三國志』卷二十八鄧艾伝では鄧艾がきちんと統治を行ったので「士民之役」を拒む者がなかったと記される。

(52) 『三國志』卷三 明帝紀注引『魏略』、その他『三國志』卷三 明帝紀、卷四三 少帝紀、卷七 臧洪伝、卷二十三 唐咨伝、卷二十八 鍾会伝に同様の記載がある。なお後述の通り「将吏士庶」は『晋書』にもあるが「将吏士民」は『三國志』独特の表現である。

(53) 『三國志』卷三十三 後主伝注引『王隱蜀紀』

(54) 『三國志』卷二十五 辛毗伝

(55) 濱口重國「後漢末・曹操時代の於ける兵民の分離に就いて」

(『東方学報』東京一一 一九四〇、『秦漢隋唐史の研究』上巻 東大出版会 一九六六に再録)でもこの史料を兵民分離を示すものとして解釈している。

(56) 『三國志』で士衆が軍事行動との関係で出てくる場面は以下の通りである。『三國志』卷一 武帝紀、卷六 董卓伝注引『献帝起居中』、卷六 袁述伝注引『魏書』、卷八 公孫淵伝注引『魏略』、卷九 夏侯淵伝、卷十三 王肅伝、卷十七 于禁伝、卷二十五 高堂隆伝、卷二十七 王基伝注引『司馬彪戰略』、卷二十八 鄧艾伝、卷二十八 鍾会伝、卷三十五 董厥伝注引『張儼作默記』、卷三十六 関羽伝、卷三十七 法正伝、卷三十九 劉巴伝注引『零陵先賢伝』、卷四十 魏延伝、卷四十一 費詩伝、卷四十一 姜維伝注引『晋陽秋』、卷四十六 孫堅伝、卷四十七 注引『呉書』、卷四十九 太史慈伝、卷五十一 孫贇伝、卷五十二 顧雍伝注引『呉書』、卷五十四 周瑜伝、魯肅伝、呂蒙伝、卷五十五 甘寧伝、卷五十六 呂範伝注引『江表伝』、卷五十六 朱桓伝、卷五十八 陸遜伝、卷六十 全琮伝、呂岱伝、卷六十四 孫綝伝

(57) 陳垣「史諱举例」卷八

(58) たとえば、『三國志』卷四三 少帝紀注引『晋紀』の「今疆場騷動、民心疑惑」が『晋書』卷一 宣帝紀では「疆場騷動、衆心疑惑」、「太平御覽」卷百四十八 皇親部十四に引く『王隱晋書』の「早害太子、絶民望」が卷三十一 賈皇后伝では「絶衆望」、「太平御覽」卷四百四十五 人事部品藻上の条に引く『王隱晋書』の「足為民望」が卷六十八 顧榮伝では「足為公望」、「太平御覽」卷二百六十一 職官部五十九 良太守中に引く『王隱晋書』の「値歲荒民饑」が卷四十四 鄭默伝では「歲荒人饑、おなじく『太平御覽』卷二百六十一 職官部五十九に引く『晋中興書』の「時郡荒民飢」が卷九十三 王蘊伝では「属郡荒人飢」、「太平御覽」卷七百六十二 器物部七 堪に引く『王隱晋書』の「民獲便宜」が

卷四十六劉頌伝では「百姓獲其便利」、「太平御覽」卷七百七十四車部三輦に引く『王韶晋紀』の「民何為怨」が卷九十九桓玄伝では「神怒人怨」、「太平御覽」四百七十一人事部百十二富上に引く王隱『晋書』の「令民称力取之」が卷六十九刁遠伝では「令百姓稱力而取之」になる。ただ、旧『晋書』や『晋紀』で「民」の字が使われている部分が現行『晋書』で省かれている所も多い。

(59) 『晋書』卷四十二王渾伝

(60) 『晋書』卷四十二郭舒伝、卷四十六劉頌伝等

(61) 『晋書』卷四十三郭舒伝、『晋書』卷四十六劉頌伝、その他卷二十五輿服志、卷二十六食貨志、卷三十刑法志、卷三十九王浚伝、卷四十二唐彬伝、卷五十一摯虞伝、卷五十六江統伝、孫楚伝、卷六十五王道伝、卷六十六陶侃伝、卷六十八顧榮伝、卷七十劉超伝、卷八十七李玄盛伝、卷九十五幸靈伝、卷百二劉聡載記、卷百二十一李寿載記

(62) 『晋書』卷五十四陸機伝と『三国志』卷四十八孫皓伝史評の注に引用

(63) 『宋書』卷五十一劉道規伝と『南史』卷十三劉道規伝

(64) 『宋書』卷七十四沈攸之伝と『南史』卷三十七沈攸之伝

(65) 『宋書』卷八十六劉勰伝と『南史』卷三十九劉勰伝及び『宋書』卷九十二陸徽伝と『南史』卷四十八陸徽伝

(66) 『事類賦』卷十四「扇」注、ここでは『晋書』として引用されているが、『九家旧晋書』の輯本を作った湯球はこれを臧荣緒の『晋書』としている。

(67) 『太平御覽』卷四百八十八人事部引『晋中興書』

(68) 『芸文類聚』卷五十の職官部六引『王隱晋書』。現行の『晋書』にはこの一節は欠如。

(69) 中村圭爾「『士庶区分』小論」(前掲)

(70) 渡邊信一郎「清」(前掲)

(71) 拙稿「門閥貴族支配及清的理念」(『文史哲』一九九三年三期)、「中国中世の士大夫」(『東洋の知識人』朋友書店一九九五所収) 参照

(72) 中村圭爾「晋南朝の除名について」(『人文研究』二五一一一九七四)「六朝貴族制研究」前掲再録

(73) 『宋書』卷四十二王弘伝

(74) 川勝義雄「漢末のレジスタンス運動」(『東洋史研究』二五一一四一九六七)「六朝貴族制社会の研究」岩波書店、一九八二再録)、都築晶子「後漢末の社会秩序の形成について」(『名古屋大学東洋史研究報告』五一一九七八) 参照

(75) 『三国志』卷十二崔琰伝注引「先賢行狀」、崔琰、毛玠等曹魏政權初期の吏部人事と輿論の關係については拙稿「六朝貴族制形成期の吏部官僚」(『中国中世史研究 続編』京都大学出版会所収 一九九五) 参照

(76) 『三国志』卷十二毛玠伝

(77) 『晋書』では「太平御覽」卷百四十八の「王隱晋書」の「害太子、絶民望」が「絶衆望」に、「太平御覽」の「王隱晋書」の「足為民望」が「足為公望」に改められている。「衆望」は卷三武帝紀の「永答衆望」や卷三十九の「美允衆望」等「漢書」と同じく政權に対する人民の輿論を指すときに使われている。これに対し本文に述べる通り「公望」は個人に対する民衆の評判を書き記す場合に使われている。

(78) 『晋書』卷七十六虞駿伝。同じ話が『晋書』卷七十八丁潭伝に載る。

(79) 拙稿「『山公啓事』の研究」(『中国貴族制社会の研究』京都大学人文科学研究所刊所収一九八七)、

(80) 『宋書』卷八十一顧覲之伝

(81) 『晋書』卷九十四 郭翻伝

(82) 「士庶考」(『日本中国史研究年刊二〇〇八年度版』上海古籍出版社刊 二〇一〇)

(編集委員会注記) 本論考は本文末尾にあるように筆者
葭森氏が嘗て中文で発表したものを、筆者自身による大
幅な補訂を経て再発表したものです。我が国の読者にも
広く紹介したいと思ひ、ここに掲載した次第です。

(よしもり けんすけ 徳島大学名誉教授)